

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 理
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成25年4月26日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイアンドコーリミテッド (Sun Hung Kai & Co. Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、ザ・リー・ガーデンズ42階 (42nd Floor, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	イトソリミテッド (Itso Limited)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、ザ・リー・ガーデンズ42階 (42nd Floor, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年4月15日
訂正される提出書類名	変更報告書 No.36

訂正内容	平成25年4月16日に提出した変更報告書No.36について、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項・第8条第2項に定める書面(非縦覧)の内容に誤りがありましたので、訂正いたします。
------	---